

～ ちば地域リハ・パートナーについて ～

1. 目的

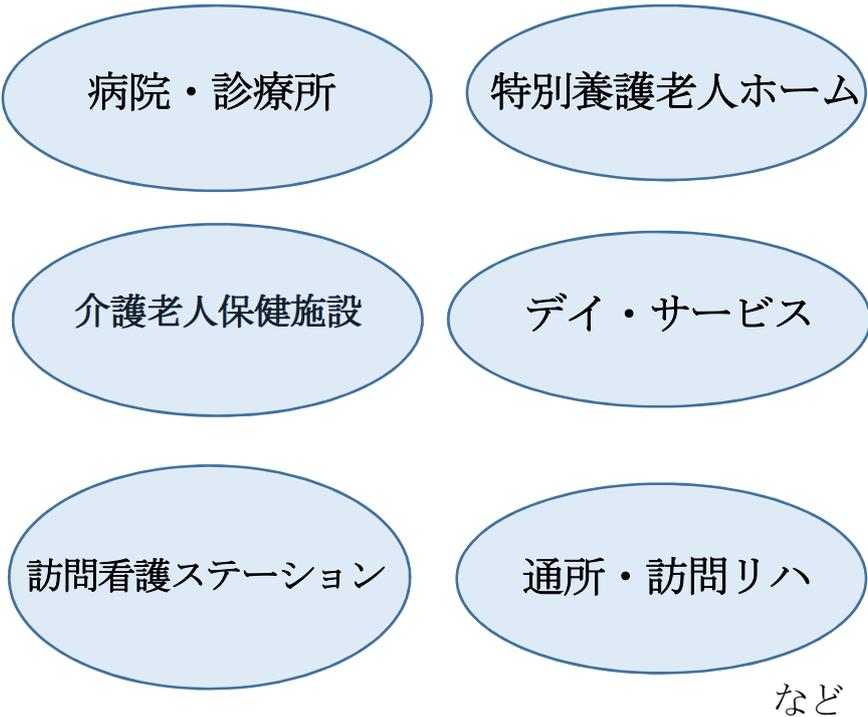
千葉県では、「千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき地域リハビリテーション推進の拠点として、各二次保健医療圏に1箇所、県内計9箇所の病院を「地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という。）として指定しています。

急速な高齢化によりリハビリテーションの需要はますます高まっており、住民主体の介護予防の取組支援に携わる専門職の派遣等、広域支援センターの活動だけでは限界があります。そこで、平成29年4月から広域支援センターの支援機能を補完する機関として、ちば地域リハ・パートナー（以下「パートナー」という。）を指定しています。

今後、さらなる地域リハビリテーション体制の充実を目指すため、広域支援センター主催の事業への協力、市町村からのリハビリ専門職の派遣要請への協力、各施設の主体的な地域活動等を推進するにあたり、一層の指定機関の増加が必要であることから、随時パートナーを募集しています。

2. 対象

※個人は対象外となります。

① 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が在籍する施設	(想定される専門職種)
	医師 歯科医師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 看護師 管理栄養士 歯科衛生士 社会福祉士 ケアマネジャー など

② 一又は複数の市町村の圏域において、その活動を通じて、地域リハビリテーションに関する社会資源やニーズ等地域の状況に精通している団体

市町村社会福祉
協議会

NPO

職能団体

など

3. パートナーの主な活動内容

広域支援センターの
事業への協力

- ・ 専門職向け研修会・イベントにおける講師や運営補助
- ・ 住民向けイベント・講習会における講師や運営補助

市町村、地域包括支援センター等の
活動への協力

- ・ 地域ケア会議における助言
- ・ 通いの場における助言
- ・ 認知症サポーター養成講座における講師
- ・ 介護予防教室における講師や運営補助

その他自主事業

- ・ 市民公開講座
- ・ 体力測定
- ・ 運動指導
- ・ 口腔衛生指導
- ・ 嚥下学習会

※上記の他、会議・研修会等の会場提供、イベントの周知等への協力があります。

4. パートナーのメリット

地域における
退院支援・生活支援
一層円滑に

患者・利用者の方々の在宅生活を支える地域の様々な関係機関と顔の見える関係ができ、より円滑な退院支援・生活支援につながります。

職員の
スキルアップ

地域支援に積極的に携わることにより、職員の地域を見る目が養われ、スキルアップが図られます。

地域住民への
PR効果あり

市町村事業等への協力を通じて地域住民の方々へのPR効果も期待できます。

千葉県から指定を受けている機関として活動可能

パートナーの指定を受けた機関は、ホームページや印刷物への記載等により、「ちば地域リハ・パートナー」であることを表示できます。また、県マスコットキャラクター「チーバくん」をあしらったロゴマークを使用することができます。ただし、「ちば地域リハ・パートナー」制度の推進を目的としない活動には使用できません。

※ ロゴマークを使用する際は県へ申し出てください。



5. 費用負担

県はパートナーに対して、活動費など指定に係る費用の支払は行いません。

研修会などの謝礼金や交通費については、パートナーと各事業の主催者が直接協議の上、決定することとなります。

6. 申請方法

別紙様式1「ちば地域リハ・パートナー指定申請書」を下記宛先に郵送してください。

本様式につきましては以下からダウンロードできます。

[申請様式のダウンロード]

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/tiikiriha/documents/pa-tona-siteisinnseisyo.docx>

[宛先及び問い合わせ先]

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県 健康福祉部 健康づくり支援課 地域リハビリ班

TEL : 043-223-2482

e-mail : reha1@mz.pref.chiba.lg.jp

※ 随時申請可能です。必ず所属する施設・団体として申請してください。

代表者名には、施設長や院長などを記載し、代表者印を押印してください。

※ 法人名（株式会社、医療法人社団など）での申請は1回限りとなります。

複数の圏域で活動されたい場合は、施設ごとに申請してください。

7. 応募後の流れ

- ① 申請書の内容を確認の上、「ちば地域リハ・パートナー指定書」交付
パートナーリストを広域支援センターへ送付及び県ホームページへ掲載

※ ホームページには希望により掲載しないことも可能です。

<活動開始>

- ② 広域支援センターとパートナーの情報共有（派遣可能な職種、地域、活動内容 等）

- ③ 広域支援センターから打診（又は紹介）

（広域支援センター又は市町村等関係機関から協力・支援要請があった場合）

- ④ パートナーと事業主催者で協議・決定（具体的な協力内容、費用等）し、実施

※ 広域支援センターへアドバイスを求めることは可能ですので、お気軽にご相談ください。

- ⑤ 当該年度パートナーの活動状況報告（毎年4月30日までに広域支援センターへ提出）

※ 別紙様式2「ちば地域リハ・パートナー活動報告書」により当該年度の活動報告を作成していただき、併せて引き続き次年度もパートナーとしての活動を希望するかについて報告いただきます。